

役員退職金規程

平成24年6月28日

(目的)

第1条 一般財団法人国際貿易投資研究所（以下「研究所」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）の退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の額)

第2条 役員が退職した場合においては、在職1月につき、その者の退職日における本俸の月額 $\frac{100}{12.5}$ を乗じて得た額に相当する金額を退職金として支給する。ただし、第3条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職金の額は、異なる役職ごとの在職期間1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸月額に $\frac{100}{12.5}$ を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算する。

2 第2条第1項のただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在籍月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在籍月数から同様に1月を減ずる。

3 役員が、任期満了の日、又は、その翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前、又は、その翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職金の支給)

第4条 退職金は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときは、その遺族に支給するものとする。ただし、役員が研究所定款第28条の規定により解任された場合（心身の故障のため職務を執行することができないと認められたため解任された者を除く。）には退職金を支給しない。

2 退職金は、法令に基づきその者の退職金から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

(遺族の範囲)

第5条 第4条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げた者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届けをしないが、役員死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、または生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で、前号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は前項各号の順位による。第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。

3 退職金を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

附 則

- 1 役員退職金規程（最終改正：平成24年4月1日）は廃止する。
- 2 この規程は平成24年7月1日より施行する。